平成２５年（フ）第２５２号
茨城県土浦市立田町７番17号　成島アパート１Ｆ
債務者　白濵　　綾（旧姓塔ヶ崎・林）
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第１１２号
群馬県桐生市相生町３丁目469番地　市営92号
債務者　澤田　賢二
1　決定年月日時　平成25年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで　前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第１１３号
群馬県みどり市大間々町大間々151番地２　リヴェールメゾンＣ―205
債務者　井川　良己
1　決定年月日時　平成25年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで　前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第２６１号
千葉県成田市公津の杜２丁目11番地２ヴァンテアン301
債務者　坂本　健一
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第２９８号
千葉県四街道市さつきケ丘13番３号
債務者　三橋　浩之
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第３１５号
千葉県成田市加良部２丁目１番地１　９棟102号
債務者　岩﨑　晃一
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第９９号
千葉県茂原市東郷958番地５
債務者　坂本　竜哉
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで　千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第１００号
千葉県長生郡長生村信友2314番地17
債務者　種田まゆみ（旧姓坂下）
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで　千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第１０１号
千葉県茂原市千沢1084番地27
債務者　池田　　力
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで　千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第１０３号
千葉県茂原市法目1194番地15
債務者　水野　　栄
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで　千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第１０４号
千葉県茂原市法目1194番地15
債務者　水野美記子
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで　千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第５５２号
神奈川県中郡大磯町国府本郷452番地１　コーポ吉川１Ｄ
債務者　伊藤　芳美
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４３８号
石川県野々市市位川224番地　ミッキーハウスⅡ101号室、従前の住所金沢市有松２丁目９番33号
債務者　小笹　幸枝
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで　金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第４４２号
石川県河北郡内灘町字大根布７丁目67番地１
債務者　笠間　和博
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで　金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２１７６号
名古屋市南区忠次２丁目４番28号　新豊田荘１棟409号
債務者　鳥山麻以子
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２７号
三重県津市白塚町2459番地３
債務者　杉本　豊視
1　決定年月日時　平成25年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで　津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２２８号
三重県鈴鹿市西条７丁目68番地の１　グリーンヒル中島Ａ棟203号室
債務者　池上　大輔
1　決定年月日時　平成25年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで　津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２２６号
三重県四日市市中村町1555番地
債務者　伊藤　朱美
1　決定年月日時　平成25年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで　津地方裁判所四日市支部破産係